

証券取引等監視委員会からのお知らせ～不公正ファイナンス～

平成 22 年 9 月

証券取引等監視委員会からは、「税理士界」1266 号において、「公正な証券市場の確立と税理士の役割」と題して、最近の証券不公正取引における税理士のかかわり等について寄稿させていただきましたが、今回改めて不公正ファイナンス及び現物出資による第三者割当増資について問題意識を紹介します。

【不公正ファイナンスへの対応】

近年、経済状況の悪化等により業績不振となった上場会社によるファイナンスの中に、割当先が不透明で反社会的勢力等の関与が懸念されたり、既存株主の株主権の著しい希薄化をもたらしたりする第三者割当増資等の不適切なファイナンスが多く見られます。

中には、発行会社の経営陣と特定の投資家が結託し、ファイナンスと絡めて相場操縦、内部者取引、風説の流布・偽計等の不公正取引や有価証券報告書等の虚偽記載が行われるような複合的事案（不公正ファイナンス事案）も発生しており、当委員会が水増し増資や架空増資による偽計事件として摘発した事例もあります（当委員会ホームページ「不公正ファイナンスに係る偽計の告発」http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions_menu02.htm）。

当委員会では、証券市場での不公正取引の監視、調査、摘発等を行っていますが、不公正ファイナンスは資本市場の根幹にかかわる問題であり最優先課題と位置付けています。このような状況の下、最近の傾向として、上場会社の行う第三者割当増資の中で、金銭債権や不動産といった金銭以外の財産による出資、いわゆる現物出資による第三者割当増資が増加しており、不公正ファイナンスが懸念される新たな形態として注視しています。最近の不動産の現物出資による第三者割当増資の中には、不動産鑑定評価額に疑問があるものも見られます。

【現物出資による第三者割当増資における税理士等の役割】

会社法上、現物出資による第三者割当増資においては、税理士等が重要な役割を担う可能性があります。現物出資を行う場合、会社法 207 条により原則として裁判所が選任した検査役が現物出資財産の価額の調査を行うことになっていますが、同条 9 項により税理士等が現物出資財産の価額の相当性を証明した場合（現物出資される財産が不動産の場合は、税理士等の証明に加え不動産鑑定士の鑑定評価が必要）については、検査役の調査は不要となります。

このように、現物出資による第三者割当増資が行われる場合、資本充実の原則の観点から、税理士等が行う出資財産価額の相当性証明が極めて重要です。

【関係団体への情報提供及び要請】

当委員会では、事後的な市場監視の強化だけでなく、問題の未然抑止につながる方策の強化も重要と認識しており、市場の公正性確保に役割を持つ税理士、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の方々が当委員会の持つ問題意識を共有していただくよう関係団体等に対し各種の情報提供を行っています。

税理士の皆様も、現物出資による第三者割当増資における出資財産の相当性証明の重要性をご認識のうえ、税理士業務の一層の信頼確保のためにも、現物出資の証明制度を適切に運用していただきたいと切望します。